

氏名 (法人にあっては名称)	広島県企業局
住所	広島市中区基町10-52
計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
基準年度(*1)	平成30年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	上水道業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：3611)
事業の概要	水源の確保が困難な市や町への水道用水の供給と産業活動に必要な工業用水を企業に供給するとともに、下水道事業を行っている。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<p>温室効果ガスの排出抑制にあたっては、企業局経営部長を統括者とし、補佐役として水道課電気担当者を企画推進者として配置する。また、各関係機関の電気担当者を検討委員とした省エネルギー検討グループを整備し、CO2排出抑制に努める。</p>
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	27,888 t-CO ₂	27,330 t-CO ₂	2.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		27,330 t-CO ₂	2.0 %
目標設定の考え方	省エネ法及び広島県企業局地球温暖化対策実行計画に基づき、使用エネルギーの合理化を図り、年1%のエネルギー改善を目指す。		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制制度を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
上水道業	0.02248	0.02203	2.0 %
工業用水道業	0.2311	0.2264	2.0 %
下水道業	0.1323	0.1297	2.0 %
原単位の指標及び目標設定の考え方	送水量を指標とした。 省エネ法及び広島県企業局地球温暖化対策実行計画に基づき、使用エネルギーの合理化を図り、年1%のエネルギー改善を目指す。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

エネルギー使用の合理化を図るため、エネルギー消費設備の運転効率の向上に努める。また、施設の運転管理、維持管理等についてエネルギー管理標準を設定し、省エネルギー化を推進する。

- 冷暖房の設定温度を政府の推奨値に設定し、照明は適宜調光を行い過剰又は不要の照明をなくす。
- ポンプ、受電設備更新に伴い高効率機器を導入する。
- ポンプ所及び浄水場の受電設備、ポンプ、電動機等についてエネルギー管理標準を設定し、エネルギーの削減に努める。

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

該当なし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

広島県企業局地球温暖化対策実行計画を策定し、事業活動に伴う温室効果ガスの抑制に努めている。

- ・水道施設の効果的な運用に努め、エネルギー消費の削減を図る。
- ・施設更新の際には高効率機器を採用し、エネルギー消費効率を向上させる。
- ・エネルギー管理体制を構築し、企業局全体の省エネルギーに関する意識の啓発に努める。

5 その他の取組

- ・省エネルギーに関する研修会を実施する。
- ・省エネ台帳によりエネルギー削減目標と実績の対比状況を確認し、省エネルギー活動状況の周知と情報の共有を図る。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	広島県企業局 広島水道事務所 戸坂取水場
事業所の所在地	広島市東区戸坂惣田1-12-1
事業所の業種	工業用水道業
事業の概要	太田川東部工業用水道事業に供する河川表流水の揚水及び送水

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	12,911 t-CO ₂	12,653 t-CO ₂	2.0 %
温室効果ガス みなし排出量		12,653 t-CO ₂	2.0 %
目標設定の考え方	省エネ法及び広島県企業局地球温暖化対策実行計画に基づき、使用エネルギーの合理化を図り、年1%のエネルギー改善を目指す。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

エネルギー使用の合理化を図るため、エネルギー消費設備の運転効率の向上に努める。また、施設の運転管理、維持管理等についてエネルギー管理標準を設定し、省エネルギー化を推進する。

- 全8台の送水ポンプのうち平常時は4台を運転している。最も電力量の少ない組み合わせを検証し、効率の良い運転を行う。
- 冷暖房の設定温度を政府の推奨値に設定し、照明は適宜調光を行い過剰又は不要の照明をなくす。
- ポンプ、受電設備更新に伴い高効率機器を導入する。
- エネルギー管理標準に従い、エネルギーの削減に努める。

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値の活用等)

該当なし

2 その他の取組

- ・送水ポンプのオーバーホールを行い、ポンプ効率の向上を図る。
- ・省エネ台帳によりエネルギー削減目標と実績の対比状況を確認し、省エネルギー活動状況の周知と情報の共有を図る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	東部浄化センター
事業所の所在地	広島市南区向洋沖町1番1号
事業所の業種	下水道処理施設維持管理業
事業の概要	太田川流域下水道処理施設の運転管理業務

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成30年度	平成31~33年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	12,465 t-CO ₂	12,216 t-CO ₂	2.0 %
温室効果ガス みなし排出量		12,216 t-CO ₂	2.0 %
目標設定の考え方	現在の温室効果ガスの排出量を維持し、可能な限り年1%のエネルギー改善を目指す。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<p>施設の老朽化に伴い、より機器単体の効率が低下が懸念されるため、メンテナンス等を適宜行い、使用電力を維持できるよう努める。</p>

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値の活用等)

<p>なし</p>

2 その他の取組

<p>なし</p>
